

毎週火、命曜日發行(但休日に出るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正

規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年五月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第二十号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中第五章第十六節の次に、第十七節として次のよ

うに加える。

第十七節 鳥取県小鹿県管発電建設事務所(第一百七条の

二)第一百七条の四)

第六条第二項一総務部中「企画課」を「統計企画課」

に改め、「開発係」の下に「調査係、産業係、生活統計

係、資料室」を加え、「統計課」及び「庶務係、調査係、

産業係、生活統計係、資料室」を削る。

第六条第二項五農林部中「治山係」の下に「保安林係」

を加え、「農地課」を「農地開拓課」に改め、「農地係」

の下に「入植係、経営指導係、創設係、建設係」を加え、

「開拓課」及び「庶務係、入植係、経営指導係、創設係、

建設係」を削る。

第六条第三項を削る。

第七条に第二号として次の一号を加え、第二号を第三

号とし、第三号を第四号とする。

二 位勳及びほう賞に關すること

第八条総務課第十号中「文書の收受、」の下に「淨

書、」を加える。

第八条人事課中第二号を削り、第三号を第二号とし、以下順次繰り上げる。

第八条中企画課を次のように改める。

統計企画課

- 一 県政にかかる総合企画、調査審議及び連絡調整に關すること
- 二 部長會議に關すること
- 三 知事會議に關すること
- 四 陳情訴願の処理に關すること
- 五 国土総合開発に關すること
- 六 東京事務所に關すること
- 七 国勢調査に關すること
- 八 農林統計に關すること
- 九 人口統計に關すること
- 十 商工統計に關すること
- 十一 教育統計に關すること
- 十二 家計調査に關すること
- 十三 勤勞統計に關すること

十四 その他統計に關すること

第八条中統計課を削る。

第十二条中農地課を次のように改め、開拓課を削る。

農地開拓課

- 一 農地關係等の調整に關すること
- 二 農事調停に關すること
- 三 既墾地の自作農創設維持に關すること
- 四 農地の交換分合(工事を伴う交換分合を除く。)に關すること
- 五 国有農地の管理に關すること
- 六 開拓事業の総合企画に關すること
- 七 開拓地における農業經營及び農村建設の指導に關すること
- 八 増反者及び入植者に關すること
- 九 開拓資金の融通に關すること
- 十 開拓地の文化施設に關すること
- 十一 移民に關すること
- 十二 開拓用地の取得管理及び処分に關すること

十三 開拓地における開墾、建設工事及び開拓基金施設に關すること

十四 開拓農家の建築及び農用並びに開拓工用資材に關すること

十五 開拓關係団体に關すること

第十三条砂防課中第四号を次のように改める。

四 幡郷県営発電所及び小鹿県営発電建設事務所に關すること

第二十一条第一項中「鳥取県立中央病院」の次に「鳥取県立高等看護学院」を加える。

第二十一条第二項中「鳥取県大阪事務所」の次に「鳥取県神戸貿易事務所」を加える。

第二十四条第一項中「鳥取県養老院設置条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第五十四号)により設置された」を削る。

第二十五条第一項中「鳥取県八頭厚生寮設置条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第五十五号)により設置された」を削る。

第二十七条第一項中「鳥取県身体障害者更生指導所に關する条例(昭和二十七年四月鳥取県条例第二十三号)により設置された」を削る。

第二十八条第一項中「鳥取県身体障害者更生相談所設置条例(昭和二十八年三月鳥取県条例第十号)により設置された」を削る。

第二十九条第一項中「鳥取県立中央病院設置条例(昭和二十四年一月鳥取県条例第四号)により設置された」を削る。

第二十九条の次に、次の一条を加える。
(鳥取県立高等看護学院)

第二十九条の二 鳥取県立高等看護学院は、看護婦として必要な知識並びに技術を履修させる機関である。

2 鳥取県立高等看護学院の位置は、鳥取市である。

第三十条第一項中「鳥取県工業試験場設置条例(昭和二十六年三月鳥取県条例第二十四号)により設置された」を削る。

第三十一条第一項中「鳥取県木材工業指導所設置条例

(昭和二十六年三月鳥取県条例第二十五号)により設置された」を削る。

第三十二条第一項中「鳥取県農業総合研究所設置条例(昭和二十六年三月鳥取県条例第二十三号)により設置された」を削る。

第三十三条第一項中「鳥取県農業試験場設置条例(昭和二十六年一月鳥取県条例第二号)により設置された」を削る。

第三十四条第一項中「鳥取県屠場に関する条例(昭和二十八年四月鳥取県条例第二十一号)により設置された」を削る。

第三十五条第一項中「鳥取県境漁業無線局設置条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第五十号)により設置された」を削る。

第三十六条第一項中「幡郷県営発電所設置条例(昭和二十八年三月鳥取県条例第九号)により設置された」を削る。

第四十三条の次に、次の一条を加える。

(鳥取県神戸貿易事務所)

第四十三条の二 鳥取県神戸貿易事務所は、本県貿易の伸展と県内貿易産業の促進を図るため、次の業務を行う機関とする。

- 一 貿易品の受注あつ旋に関すること
 - 二 海外市場の状況調査及び連絡に関すること
 - 三 輸出品の陳列及び展示に関すること
 - 四 阪神地区貿易業者の信用調査に関すること
- 2 鳥取県神戸貿易事務所は、神戸市生田区新港町に置く。

第五十条第三項中「業務係」を「種畜係、経営係、衛生係」に改める。

第五十八条第二項中「鳥取県鳥取火災復興事務所」の次に「鳥取県小鹿県営発電建設事務所」を加える。

第六十九条第二項を次のように改める。

- 2 児童相談所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
鳥取県立中央児童相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡、気高郡
倉吉児童相談所	倉吉市	倉吉市、東伯郡
米子児童相談所	米子市	米子市、西伯郡、日野郡
第七十条第一項中「但し、」の下に「倉吉児童相談所及び」を加える。		
第七十条第二項を削る。		
第八十三条中「庄内村、名和村、光徳村、」を「名和町、」に改め、「御来屋町」及び「日野村」を削る。		
第九十六条第二項中「東伯郡八橋町」を「東伯郡東伯町」に改める。		
第五章第十六節の次に、第十七節として次のように加える。		
第十七節 鳥取県小鹿県営発電建設事務所		
(県営発電建設事務所の設置)		
第一百七条の二 鳥取県小鹿県営発電建設事務所は、東伯郡三朝町に建設する県営発電所(以下「県営発電所」		

鳥取県立中央児童相談所

倉吉児童相談所

米子児童相談所

第七十条第一項中「但し、」の下に「倉吉児童相談所及び」を加える。

第七十条第二項を削る。

第八十三条中「庄内村、名和村、光徳村、」を「名和町、」に改め、「御来屋町」及び「日野村」を削る。

第九十六条第二項中「東伯郡八橋町」を「東伯郡東伯町」に改める。

第五章第十六節の次に、第十七節として次のように加える。

第十七節 鳥取県小鹿県営発電建設事務所

(県営発電建設事務所の設置)

第一百七条の二 鳥取県小鹿県営発電建設事務所は、東伯郡三朝町に建設する県営発電所(以下「県営発電所」

という。)の建設事務を分掌させるための機関とする。

第一百七条の三 鳥取県小鹿県営発電建設事務所は、東伯郡三朝町に置く。

(県営発電建設事務所の所掌事務)

第一百七条の四 鳥取県小鹿県営発電建設事務所においては、次の事務を行う。

- 一 県営発電所の建設工事に関する調査及び設計に関すること
- 二 県営発電所の建設工事の施行及び指導監督に関すること

附 則

この規則は、公布の日から施行する。